「31」の欄の金

に改め、同表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成31年旧措置法」という。）第68条の９第１項	10578	法規別表六の二（五）「24」の欄の金額
	第68条の９第１項	10620	
	平成31年旧措置法第68条の９第３項	10579	法規別表六の二（六）「20」の欄の金額
	第68条の９第４項	10621	
	平成31年旧措置法第68条の９第６項	10548	法規別表六の二（七）「14」の欄の金額
	第68条の９第７項	10622	
	平成31年旧措置法第68条の９第７項	10011	法規別表六の二（八）「12」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の項及びエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を削り、同表高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却の項中

10598	特別償却限度額の欄の金額

を

10598	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄（以下この表において「特別償却限度額の欄」という。）の金額

に改め、同表高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（九）「17」」を「別表六の二（十一）「17」」に改め、同表中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十）「27」」を「別表六の二（十二）「27」」に、「別表六の二（十）「36」」を「別表六の二（十二）「36」」に改め、同表沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項から沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項までの規定中「別表六の二（十一）「28」」を「別表六の二（十三）「28」」に改め、同表沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成26年旧措置法」という。）第68条の13第２項（平成26年旧措置法第42条の９第１項の表の第１号から第５号まで）」を削り、「別表六の二（十一）「41」」を「別表六の二（十三）「41」」に改め、同表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14第１項（償却費）	10605	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10606	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十二）「25」」を「別表六の二（十四）「25」」に改め、同表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十三）「25」」を「別表六の二（十五）「25」」に改め、同表地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十四）「18」」を「別表六の二（十六）「19」」に改め、同表地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十五）「18」」を「別表六の二（十七）「18」」に改め、同表地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の項を次のように改める。

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	第68条の15の２第１項	10607	法規別表六の二（十八）「30」の欄の金額
	第68条の15の２第２項	10608	法規別表六の二（十八）「36」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十七）「27」」を「別表六の二（十九）「27」」に改め、同表特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十八）「27」」を「別表六の二（二十）「27」」に、「別表六の二（十八）「36」」を「別表六の二（二十）「36」」に改め、同表中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十九）「28」」を「別表六の二（二十一）「28」」に、「別表六の二（十九）「37」」を「別表六の二（二十一）「37」」に改め、同表給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の項を次のように改める。

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除	第68条の15の６第１項	10609	法規別表六の二（二十二）「24」の欄の金額
	第68条の15の６第２項	10610	法規別表六の二（二十三）「21」の欄の金額